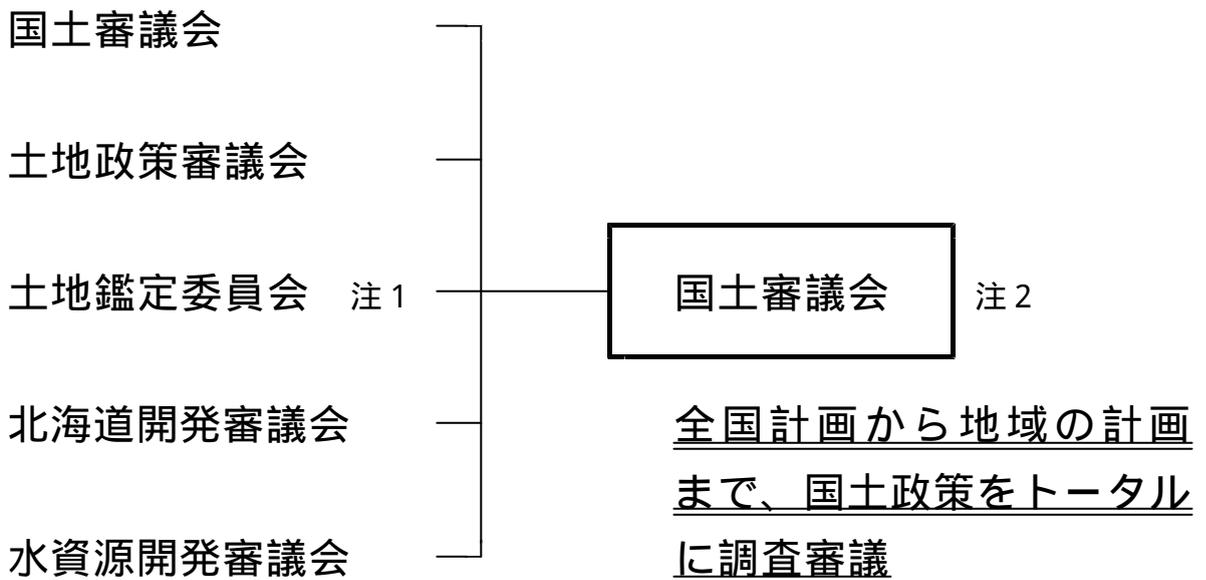


国土審議会について

従来の5審議会等を再編成し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議あわせて、専門的な審議を機動的に運営するため、分科会を設置



注1 不動産の鑑定評価に関する重要事項の調査審議(地価公示法第26条の2)についてののみ。その他については、土地鑑定委員会の所管。

注2 当面は、半島振興対策分科会を設置予定。